

令和4年12月26日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会 委員長
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	安彦絵美	税務課長
大江幸範	市民生活課長	東海林恒	防災危機管理 課長
武田新二	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
志鎌重美	子育て推進課長	今野育男	学校教育課長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	柏倉勝郎	局長補佐
堀和敏	総務係主事	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第4号

第4回定例会

令和4年12月26日(月)

予算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第59号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)  
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 4 議第60号 令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算(第2号)  
〃 5 議第61号 令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第1号)  
〃 6 議第62号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について  
〃 7 議第63号 地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
〃 8 議第64号 寒河江市市税条例の一部改正について  
〃 9 議第65号 寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について  
〃 10 議第66号 「次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について」の一部変更について  
〃 11 議第67号 臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について  
〃 12 議第70号 市道路線の認定について  
〃 13 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 14 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第15 議第68号 寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について  
〃 16 議第69号 寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について  
〃 17 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 18 質疑・討論・採決

- 日程第19 議第71号 令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)  
〃 20 議案説明  
〃 21 委員会付託  
〃 22 質疑・討論・採決  
〃 23 議会案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出について

日程第24 議案説明

〃 25 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

日程の追加

國井輝明議員の議員辞職の件

寒河江市議会議長選挙

議長就任の挨拶

日程の追加

寒河江市議会副議長選挙

副議長就任の挨拶

日程の追加

西村山広域行政事務組合議会議員選挙

日程の追加

寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

日程の追加

議席の一部変更の件

再 開 午前9時45分

○國井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営

委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

〔阿部 清議会運営委員長 登壇〕

○阿部 清議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る12月23日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

初めに、本日追加されます案件について申しあげます。

追加案件は、議第71号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）及び議会案第5号安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出についての2案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○**國井輝明議長** 日程第1、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特別委員長。

〔佐藤耕治予算特別委員長 登壇〕

○**佐藤耕治予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげ

ます。

本委員会に付託になりました案件は、議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）であります。

12月20日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第59号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第59号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○**國井輝明議長** 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第59号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第4、議第60号令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算（第2号）から日程第12、議第70号市道路線の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第13、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

〔後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月20日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第60号から議第67号まで及び議第70号の9案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第70号の審査を行い、その後、議第60号、議第61号、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号、議第67号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第70号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「市民からのパブリックコメントでも寄せられていたが、市内だけでなく、市外企業の消防団活動に対する理解も重要だと思われる。これはどのように条例に反映させるのか」との問いがあり、当局より「消防団ビジョンの充実強化に向けた取組の一つに、消防団協力事

業所表示制度の周知と推進を盛り込んでいます。区域外の事業所でも表示制度に登録されている事例も多々ございますので、条例とは別に市独自の取組として、関係、所管する団体などを通じて制度への登録をお願いしてまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「定数を831人から626人に205人削減しているが、実際にはどれぐらいの削減になるのか」との問いがあり、当局より「今年度、令和4年4月1日現在の実団員数は702人となっておりますので、実質的には76名減となります。何とか来年度以降も、新入団員の確保について消防団と協力しながら取り組んでまいりたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号「次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について」の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「物価がさらに高騰していくことも予想できるが、今後についてどう考えているのか」との問いがあり、当局より「今後、物価変動に伴い、契約約款に基づきまして、事業に支障のないよう、また品質確保を図るため、円滑に事業が進むよう協議しながら対応していきたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第60号令和4年度寒河江市水道事業会計補正予算(第2号)、議第61号令和4年度寒河江市下水道事業会計補正予算(第1号)、議第62号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議第63号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第64号寒河江市市税条例の一部改正について、議第65号寒河江市消防団に関する条例及び寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第66号「次世代子育てステーション整備工事請負契約の締結について」の一部変更について、議第67号臨川亭及びチェリーランド河川敷公園に係る指定管理者の指定について及び議第70号市道路線の認定についての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第60号、議第61号、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号、議第67号及び議第70号の9案件は原案のとおり可決

されました。

## 議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第15、議第68号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について及び日程第16、議第69号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についての2案件を一括議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第17、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。鈴木厚生文教常任委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教常任委員長 登壇〕

- 鈴木みゆき厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月20日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第68号及び議第69号の2案件であります。また、議会運営委員会から付託された陳情第2号の1案件についても審査を行いました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第68号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江温泉協同組合が指定管理者の候補者として選定された経緯を改めて確認する」との問いがあり、当局より「昨年度実施したプロポーザル審査委員会において伊藤建設グループが優先交渉権者として決定し、そのグループ構成員の寒河江温泉協同組合が公募なしで寒河江市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会の選定基準に基づき選定されたものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等を申し上げます。

委員より「おおむね願意妥当であるとは思いますが、意見書の内容については、幾つかの点について修正して提出する必要があると思う」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りました。

主な意見等を申し上げます。

委員より「意見書案の中で介護職の賃金を他産業と比較している部分について、他産業の定義が曖昧であり、具体的な金額の部分は削除すべきである。また、長時間労働に関する部分について、16時間を連続で働き続けなければならないと具体的な数字が記載されているが、これを削除すべきである」との意見がありました。

委員より「長時間労働に関する部分について意見書案に記載されている内容は現実としてあるものなので、修正を加えるとしても、それらの趣旨が伝わるようにすべきだ」との意見があ

りました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって、意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第18、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第68号寒河江市立にしね保育所に係る指定管理者の指定について及び議第69号寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第68号及び議第69号の2案件は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○**國井輝明議長** 日程第19、議第71号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

### 議案説明

○**國井輝明議長** 日程第20、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

私から、議第71号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、国の出産・子育て応援交付金の創設に伴う妊婦、子育て家庭への支援を速やかに行うため、母子保健指導事業費の追加を行うものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ3,838万3,000円を追加し、予算総額を264億8,613万1,000円とするものでございます。

以上、御説明を申しあげましたが、詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

○**國井輝明議長** 小泉財政課長。

[小泉 尚財政課長 登壇]

○**小泉 尚財政課長** それでは、私から議第71号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)の詳細について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。補正予算書4ページの事項別明細書を御覧ください。

14款2項国庫補助金は母子保健指導事業に係る国の補助金で、事業費の3分の2が国からの補助となります。

15款2項県補助金は母子保健指導事業に係る県の補助金で、事業費の6分の1が県からの補助となります。

18款1項基金繰入金は、このたびの補正の財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。これにより、財政調整基金残高は約14億3,000万円となります。



歳入は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**國井輝明議長** 志鎌子育て推進課長。

〔志鎌重美子育て推進課長 登壇〕

○**志鎌重美子育て推進課長** 続きまして、母子保健指導事業の歳出について御説明申しあげますが、初めに事業の概要について御説明いたします。

このたび国の子育て支援として、妊娠期から育児期までの切れ目ない伴走型の相談支援と併せた経済的支援、出産・子育て応援交付金の創設が示されました。

交付金支給の目的としましては、妊娠届の提出時から妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産や育児などの見通しを立てるための面談や継続的に情報発信などを行うことで必要な支援につないでいくという相談支援の充実を図るとともに、妊娠届提出時と出生届提出後にそれぞれ5万円ずつを支給する経済的支援を一体として行うことにあります。

経済的支援の内容につきましては、妊娠届提出時に出産応援ギフトとして5万円を、出生届提出後に子育て応援ギフトとして5万円を支給するものです。出産子育て応援ギフトの対象となりますのは令和4年4月以降に出産した方で、この事業は来年1月中の開始を考えておりますが、事業開始時点での状況によって支給対象が異なります。事業開始時点において既に出産されている方に対しましては、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを合わせた10万円を一括支給します。また、既に妊娠届を提出している出産前の方及びこれから妊娠届を提出する方に対しましては、出産応援ギフト5万円を支給します。そして、事業開始後、今年度中に出産する方に対しましては、子育て応援ギフト5万円を支給します。

既に経済的支援として本市で実施しておりますさがえっこスマイル給付金にこのたびの出産

子育て応援ギフトを加えて、寒河江型ネウボラにおける相談支援体制の一層の充実を図りながら、子育て世代が安心して出産、育児ができるよう引き続き努めてまいります。

続きまして、歳出の詳細について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

3節職員手当等、10節需用費、11節役務費、13節使用料及び賃借料につきましては、事業を行う際の事務費でございます。

19節扶助費につきましては、さきの事業の説明で申しあげた出産応援ギフト及び子育て応援ギフトとして支給する経済的支援でございます。出産応援ギフトと子育て応援ギフトを合わせた10万円を一括支給する方の分として250名分を、出産応援ギフトの対象者分として200名分を、子育て応援ギフトの対象者分として40名分を見込んでおります。

なお、今年度は事業開始までの期間が短いことから、出産応援ギフト、子育て応援ギフトともに現金での支給といたしますが、今後はチェリンPayなどを利用した支給も視野に入れてまいりたいと考えております。

以上、母子保健指導事業について説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

## 委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第21、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第71号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第22、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第71号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）に対する質疑はありませんか。後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 御質問、1点だけ申しあげます。

今回のこの合計10万円の給付ということで、これは各自治体が現金給付かクーポンか選べるということで、まずは、1月まで時間がなくて、これまでの令和4年度の対象者については現金で給付と。今後は、現金給付かチェリンPay等のクーポンかを検討するというではありません。

ただ、今年、10月までの出生数というのは全国で67万人と、統計を取り始めて以来初めて多分年間でも80万人を割るのではないかという非常に異常事態になっております。その上、粉ミルクとか紙おむつ等も値上がりしているという中で給付なので、非常にありがたいとは思いますが、子育て世代、特に新生児がいる世帯なんていうのは幾ら給付があってもすぐお金を使ってしまうので、私は、事務費をかけずに今後も現金給付をまず第一に検討してはいいのではないかと思うんですが、その点について、チェリンPayの場合だと何がメリット、現金給付だと何がメリットというこの点について検討されているのか、教えていただければと思います。

○**國井輝明議長** 志鎌子育て推進課長。

○**志鎌重美子育て推進課長** チェリンPayを使うことに関しましてはまだ内部で検討段階でございますので、正しく申しあげることにはできな

いのですけれども、やはり市内の経済的な活性化ということと、あと使い勝手、そういったことを加味しまして、どちらがいいのかということも意見を頂戴しながら検討してまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。月光議員。

○**月光裕晶議員** 令和4年度の4月から給付対象ということでさっきおっしゃっていましたが、給付するのが、実施するのが来年の1月から。その間に転入転出などそういったこともあるかと思えます。それと病気で亡くなられた方とか、そういった例とかもあるかもしれませんが、そういったことに関して詳しくお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 志鎌子育て推進課長。

○**志鎌重美子育て推進課長** 転入転出等については、もちろん市民生活課のほうと連携を取りながら、あと国のほうからこういった場合の対応についても指示がございますので、それに沿って丁寧に対応してまいりたいと思っております。

○**國井輝明議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** 何日時点で住所が寒河江市にあるとか、そういったものはまだ決まっていないということでしょうか。

○**國井輝明議長** 志鎌子育て推進課長。

○**志鎌重美子育て推進課長** そういった具体的なことについてはまだ国のほうから示されておられませんので、今後指示があり次第、丁寧に対応してまいります。

○**國井輝明議長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第71号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

- 國井輝明議長** 日程第23、議案第5号安全・安心の医療・介護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

## 議案説明

- 國井輝明議長** 日程第24、議案説明であります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議なしと認めます。  
よって、議案説明を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。議案第5号について質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
これにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
討論を終結いたします。これより議案第5号安全・安心の医療・介

護実現のため、ゆとりある提供体制と処遇改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時45分

- 伊藤正彦副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程の追加

- 伊藤正彦副議長** ただいま、國井輝明議員から議員辞職願が提出されております。お諮りいたします。この際、國井輝明議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議なしと認めます。  
よって、國井輝明議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

## 國井輝明議員の議員辞職の件

- 伊藤正彦副議長** この際、地方自治法第117条の規定により、國井輝明議員の退席を求めます。  
〔國井輝明議員 退席〕  
○**伊藤正彦副議長** それでは、提出されました辞職願を事務局長に朗読させます。  
○**東海林茂美事務局長** 朗読いたします。  
令和4年12月26日。寒河江市議会副議長伊藤正彦殿。寒河江市議会議員國井輝明。

辞職願。今般、一身上の都合により寒河江市議会議員を辞職したいので、許可くださるようお願いします。

以上でございます。

○伊藤正彦副議長 お諮りいたします。

國井輝明議員の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。渡邊議員。

○渡邊賢一議員 まず、許可すべきかどうかということに対しては、私はすべきでないというふうに思います。

その理由は何点かありますけれども、まず1つ目は、議長の任期というのは、議長選の表明の際に私も確認したわけですが、任期を全うするというふうなことで國井氏は議長になったわけであり。まずその点について、私も議員に対する約束を勝手に破ることになるのではないかというのが1点目。

あと2点目。高い倫理性を持ってこれから頑張っていくんだというふうなことも表明の中にありましたけれども、それとの矛盾があるんじゃないかというふうに思います。これは、議会の基本条例達成状況検証結果なども委員会の中でいろいろと討議してきたわけですが、やっぱり市民の代表者としてしっかりと約束を果たすと、そして高い倫理性を自覚するためさらなる研さんを積んでいくんだというふうなことを内外に示しているわけですが、それについてもどうなのかというふうにあります。

あと3つ目、最後になりますけれども、新聞のコピーをSNSで使ったということで実名報道がございました。こうした点については何か反省しているのかどうかですね。実名報道、山形新聞の切り抜きを自分のSNSに使ったということで、山形新聞社から警告というか受けているわけですが、最近それは私どもも知ってたわけですが、これについても議会の中で意思表示されていないというふうに思いますので、その点なんかも含めると、あまりに

も自分勝手に、そして議会に対する誠意というか、そういったものがみじんも感じられないというふうに思いますので、許可すべきかどうかというふうな点で今ありましたけれども、私は反対であります。以上です。

○伊藤正彦副議長 ほかに御異議はありませんか。この際、暫時休憩します。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時07分

○伊藤正彦副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

國井輝明議員の議員の辞職を許可することについて賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

着席ください。

7対7の可否同数であります。

私は賛成いたします。ということで許可することに決しました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時27分

○伊藤正彦副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日 程 の 追 加

○伊藤正彦副議長 ただいま議長が欠員となりましたので、寒河江市議会議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会議長選挙を日程に追加し、選挙を行います。

## 寒河江市議会議長選挙

○伊藤正彦副議長 お諮りいたします。

選挙の方法は、投票の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票の方法により行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は15名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申しあげます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて、投票用紙に被選挙人の氏名を明確に記載の上、順次投票願います。

これより投票を行います。

事務局長に点呼させます。

〔点呼 投票〕

○東海林茂美事務局長 それでは、私のほうから点呼を申しあげます。

点呼の順序は議席順に行います。順次投票記載所で御記入の上、投票箱に投票願います。

2番太田陽子議員、3番鈴木みゆき議員、4番安孫子義徳議員、5番月光裕晶議員、6番後藤健一郎議員、7番渡邊賢一議員、8番古沢清志議員、9番佐藤耕治議員、10番太田芳彦議員、11番阿部 清議員、12番沖津一博議員、13番荒木春吉議員、14番柏倉信一議員、15番木村寿太郎議員、16番伊藤正彦議員。

○伊藤正彦副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番月光裕晶議員、9番佐藤耕治議員、14番柏倉信一議員を指名いたします。それでは、3議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 8票

無効投票 7票

有効投票中

伊藤正彦議員 8票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は2票であります。よって、私、伊藤正彦が議長に当選いたしました。

## 議長就任挨拶

○伊藤正彦議長 私から就任の御挨拶を申しあげます。

〔伊藤正彦議長 登壇〕

○伊藤正彦議長 このたび皆様の御推挙により議長に就任いたしました伊藤でございます。

4か月間という短い期間ではありますが、誠心誠意議長職を務めてまいりたいと思います。円滑な議事運営等に皆様の絶大なる御協力をよろしく願いして御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時53分

○伊藤正彦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日 程 の 追 加

○伊藤正彦議長 ただいま、副議長が欠員となりました。

この際、寒河江市議会副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会副議長選挙を日程に追加し、選挙を行います。

### 寒河江市議会副議長選挙

○伊藤正彦議長 お諮りいたします。

選挙の方法は、投票の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票の方法により行うことに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は15名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申しあげます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を明確に記載の上、順次投票願います。

これより投票を行います。

事務局長に点呼させます。

〔点呼 投票〕

○東海林茂美事務局長 それでは、私のほうから

点呼を申しあげます。

点呼の順序は議席順に行います。順次投票記載所で御記入の上、投票箱に投票をお願いします。

2番太田陽子議員、3番鈴木みゆき議員、4番安孫子義徳議員、5番月光裕晶議員、6番後藤健一郎議員、7番渡邊賢一議員、8番古沢清志議員、9番佐藤耕治議員、10番太田芳彦議員、11番阿部 清議員、12番沖津一博議員、13番荒木春吉議員、14番柏倉信一議員、15番木村寿太郎議員、16番伊藤正彦議員。

○伊藤正彦議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番太田陽子議員、6番後藤健一郎議員、12番沖津一博議員を指名いたします。それでは、3議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 8票

無効投票 7票

有効投票中

木村寿太郎議員 8票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は2票であります。よって、木村寿太郎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました木村寿太郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長就任挨拶

## 西村山広域行政事務組合議会 議員選挙

○伊藤正彦議長 副議長の就任挨拶をお願いいたします。

木村寿太郎議員、御登壇願います。

〔木村寿太郎副議長 登壇〕

○木村寿太郎副議長 ただいま副議長に当選させていただきました木村でございます。

年齢も年齢なんですけれども、3人の議長と経験をできるということは大変私うれしく思っております。1回目が鴨田議員でした。2回目はここにいらっしゃる柏倉議員でございます。3回目はまた若くして議長になりました伊藤正彦議員でございます。議員になって丸18年が過ぎました。その中で皆さんといろいろなお付き合いをさせていただいた中でも、副議長3回目というのは歴史でもあまりないそうございまして、皆さんと共に若い伊藤議員を支えていけるように頑張っまいますので、よろしくお願いたします。

簡単ですけれども、御挨拶といたします。ありがとうございます。

○伊藤正彦議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時08分

再 開 午後2時35分

○伊藤正彦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日 程 の 追 加

○伊藤正彦議長 お諮りいたします。

西村山広域行政事務組合議会議員選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、西村山広域行政事務組合議会議員選挙を日程に追加し、選挙を行います。

○伊藤正彦議長 お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

西村山広域行政事務組合議会議員には、私、伊藤正彦を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました議員を西村山広域行政事務組合議会議員の当選人と決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました議員が西村山広域行政事務組合議会議員に当選しました。

### 日 程 の 追 加

○伊藤正彦議長 お諮りいたします。

寒河江市議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、寒河江市議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加することに決しました。

### 寒河江市議会議会運営委員会 委員の選任について

- 伊藤正彦議長 委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、  
安孫子義徳議員  
を指名いたします。

### 日 程 の 追 加

- 伊藤正彦議長 お諮りいたします。  
議長及び副議長選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
御異議なしと認めます。  
よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

### 議席の一部変更の件

- 伊藤正彦議長 議席の一部変更を議題といたします。  
変更後の議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。
- 東海林茂美事務局長 それでは、私のほうから議席の一部変更について、変更後の議席について申し上げます。  
國井議員の議員辞職により1名が欠員となりましたので、15番を欠番とし、15番木村寿太郎議員が16番に、16番伊藤正彦議員が1番に変更になります。以上でございます。
- 伊藤正彦議長 お諮りいたします。  
ただいまの朗読のとおり、議席の一部を変更

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの朗読のとおり議席の一部を変更することに決しました。

閉 会 午後2時39分

- 伊藤正彦議長 以上をもちまして、令和4年第4回寒河江市議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。